

山口県報

平成28年
10月4日
(火曜日)

目次

- 告示
救急病院の認定(医療政策課).....
- 指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課).....
- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 公告
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(三件)(商政課).....
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(三件)(商政課).....
- 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等(労働政策課).....

山口県告示第三百五号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 称	所 在 地	認 定 が 効 力 を 有 す る 期 限
光市立光総合病院	光市虹ヶ浜二丁目一〇番一号	平成三一、一〇、三
光市立大和総合病院	大字岩田九七四	〃

山口県告示第三百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的保安林の指定をする件(平成二年農林水産省告示第七百三十八号(二)に係るものに限る。)(一)に定めるところによる。
- 二 変更に係る指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び長門市経済観光部農林課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

- 一 下松市大字笠戸島字内野山一三の一(次の図に示す部分に限る。)(一三の四、一三五から一三第七まで、字野山一四の一(次の図に示す部分に限る。)(一、大字切山字手川七二〇の一、七二〇の二、七二一の一、七二一の二、七二二の一、七二二の二、字岩川七三七の一から七三七の九まで、字滝畑一〇四一の一から一〇四一の三まで、一六九九の一、字山崎一六九三の一、一六九三の二、一六九三の三、一六九三の四、字滝村一六九五、大字河内字成川一四一四、一四一五)
- 二 熊毛郡田布施町大字下田布施字奈目良一七一の一(次の図に示す部分に限る。)(一、大字上田布施字水落二二一八から二二三三まで、二二三七、二二三八)
- 三 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
下松市大字笠戸島字野山一四の一(次の図に示す部分に限る。)(一)
 - 熊毛郡田布施町大字下田布施字奈目良一七一の一(次の図に示す部分に限る。)(一)

- る。)
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年十月四日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 一般国道
路 線 名 四九一号
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
下関市王司上町五丁目三五五の一 先から 同市王司上町二丁目三六一の四地先 まで	最狭 一一・六・二	最狭 一一・六・二	三四・〇	三四・〇	



(四〇一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次の

とおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十八年十月四日から平成二十九年二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 アルク中関店
所在地 防府市大字田島一四九七の二
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 田中 康男
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	概要	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称 おいて小売業を行 う者の氏名又は名 大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	株式会社オカノベーカー 岡野食品産業株式会 社	岡野 吉純	株式会社オカノベ ーカー 宇野 和仁

四 届出年月日

平成二十八年九月二十一日

五 変更年月日

平成二十六年十二月一日

(四〇二) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十月四日から平成二十九年二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び周南市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク徳山中央店

所在地 周南市花島町一二七の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

周南システム産業株式会社 周南市江口二丁目一番一号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

岡野食品産業株式会社

株式会社オカノベーカーリー

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

岡野 吉純

宇野 和仁

四 届出年月日

平成二十八年九月二十一日

五 変更年月日

平成二十六年十二月一日

(四〇三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十八年十月四日から平成二十九年二月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業振興部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小野田店

所在地 山陽小野田市大字西高泊六四〇の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住

代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変 更 前

変 更 後

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

株式会社オカノベーカーリー

岡野食品産業株式会社

株式会社オカノベーカーリー

四 届出年月日

平成二十八年九月二十一日

五 変更年月日

平成二十六年十二月一日

(四〇四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月十三日山口県公告(二〇六)に係る大規模小売店舗について次のとおり防府市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び防府市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームプラザナフコ牟礼店

所在地 防府市沖今宿二丁目二番二二号

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、廃棄物に係る事項及び街並みづくり等について配慮を求める。

(四〇五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十八年五月二十日山口県公告(二〇七)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部産業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス下関大和店

所在地 下関市大和町二丁目一四の二

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四〇六) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十八年五月二十日山口県公告(二〇八)に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十八年十月四日から同年十一月四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ドラッグコスモス周東店

所在地 岩国市周東町下久原上市上六〇三の三

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(四〇七) 山口県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の推薦について必要な推薦資格及び手続等

山口県労働委員会の第四十六期使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦について必要な推薦資格及び手続等を次のとおり定めたので、労働組合法施行令(昭和二十四年政令第二百三十一号)第二十一条第一項の規定により、当該候補者の推薦を求めます。

平成二十八年十月四日

山口県知事 村岡 嗣政

一 推薦者の資格

(一) 使用者委員の候補者を推薦する資格のある使用者団体は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働問題を取り扱うことが主たる目的であるか、又は業務の主要な部分となっている使用者団体でなければならない。

(二) 労働者委員の候補者を推薦する資格のある労働組合は、山口県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法(昭和二十四年法律第七十四号)第二条に規定する労働組合であつて、山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明されたものでなければならない。

二 被推薦者の資格

委員の候補者に推薦される者の資格については、特に制限はないが、次のいずれかに該当する者は、委員となることができない。

(一) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

(二) 他の法令により兼職禁止の制限を受ける者

三 推薦手続

(一) 推薦書及び添付書類

委員の候補者を推薦しようとする使用者団体又は労働組合は、推薦書(別記様式)にその候補者の履歴書を添えて知事に提出しなければならない。この場合において、労働組合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書を添えなければならない。

(二) 書類の提出先

山口県商工労働部労働政策課

四 推薦期間

平成二十八年十月十四日(金曜日)から同年十二月十六日(金曜日)まで

五 労働委員会への資格審査申請

(一) 資格審査の申請をしようとする労働組合は、次に掲げる書類(連合体にあつてはこれを組織する組合の関係書類、単一組織の組合にあつては支部の関係書類を含む。)を山口県労働委員会に提出しなければならない。

- 1 労働組合資格審査申請書
- 2 組合規約及びこれに準ずる諸規程
- 3 労働協約、覚書その他附属協定
- 4 組合役員名簿

- 5 職制機構図
 - 6 組合の予算書又は決算書
 - 7 大会議案書
 - 8 その他必要と認められる立証資料
- (二) 過去において山口県労働委員会の資格審査を受け、適格であることを証明された労働組合であっても、この推薦を行うためには、新たに資格審査を受けなければならない。
- (三) 資格審査には日時を要するのど、できるだけ早く申請すること。
- 六 その他
- 不明の点があるときは、一から四までについては山口県商工労働部労働政策課（電話〇八三一九三三―三三三三〇）に、五については山口県労働委員会事務局（電話〇八三一九三三―四四四四）に照会すること。

別記様式

推 薦 書

年 月 日

山口県知事 様

推薦者 主たる事務所
の所在地

名 称
代表者氏名

④

労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定に基づき、山口県労働委員会の使用者委員の候補者として下記の者を推薦します。

記

氏 名	
生 年 月 日	年 月 日
所属団体の主たる事務所の所在地及び名称	
所属団体における地位	
所属団体の構成員数	
加盟上部団体の名称	

添付書類

- 1 候補者の学歴、職歴、組合運動関係及び政党関係を詳細に記入した履歴書
 - 2 労働組合が推薦しようとする場合にあつては、山口県労働委員会の資格証明書
- 注 「所属団体の主たる事務所の所在地及び名称」欄は、候補者の属する全ての所属団体について記入すること。
- 備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

平成二十八年十月四日発行

発行所

山口県知事